

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	消費者安全調査委員会（仮称）の設置	府省名	消費者庁
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	消費者安全法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
規制の目的、内容及び必要性		<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	①
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	②
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし					
代替案	代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input checked="" type="checkbox"/> 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

① 遵守費用

遵守費用について、「事故等調査における物件提出については、規制を受ける者の負担となるが、…物件本来の財産的価値を保っていると考えにくい」と記載しているが、評価書記載の費用の他にも発生又は増減することが考えられるため、評価書において具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。

具体的には、事故等を発生させた事業所が報告徴収、立入検査、物件保全・移動禁止又は現場立入禁止の処分を受けた場合、当該処分に対応するための費用が発生することが想定される（本項目については、消費者庁から別紙のとおり補足説明がなされた）。

② 行政費用

行政費用について、「事故等調査を行うためには、消費者安全調査委員会（仮称）の委員手当を含む委員会運営に関する費用、同会を補佐する事故調査室（消費者安全課内に設置）の新設に関する費用、同会の専門委員及び同会を補佐する事故調査室員が事故調査を実施するための費用（実験・分析等の委託費を含む）が発生する」と定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り金銭価値化して示すことが望まれる。

具体的には、評価書に記載されている事故等調査を行うために必要な要素について、それぞれの予算を示すことが考えられる（本項目については、消費者庁から別紙のとおり一部の費用を金銭価値化して示された）。

【点検結果表の別紙】

《消費者庁の補足説明》

① 遵守費用

遵守費用として、評価書で挙げた物件提出のほか、強いて挙げるとすれば、事故等原因に関係があると認められる者から報告徴収を受ける際に関係者を拘束する時間、報告徴収に対し書面で回答する場合の紙代等の諸費用、事故現場や原因関係者の事務所その他必要な場所に立ち入って商品等、帳簿、書類及びその他の事故に関係のある物件を検査し関係者に質問する際に関係者を拘束する時間、事故の関係者に質問する際に拘束する時間、物件の保全、移動禁止並びに現場への立入禁止をした場合に生じる機会費用が考えられる。

《評価書において定性的に記述されている費用・便益について、当省が示した金銭価値化・定量化の手法及びそれに基づいて消費者庁が行った金銭価値化》

② 行政費用

○ 当方が示した金銭価値化・定量化の手法

評価書に記載されている事故等調査を行うために必要な要素について、各々の予算を示すことが考えられる。

○ 消費者庁による金銭価値化

事故調査のために必要な費用（平成 24 年度予算案）は次のとおりである。

- ・消費者安全調査委員会（仮称）の委員会運営に関する費用 約 1,500 万円
- ・事故調査を実施するための費用 約 7,000 万円
- ・その他、事故調査室（消費者安全課内に設置）の人件費